

非常勤職員の公務災害補償制度

千葉県市町村総合事務組合業務課

地方公務員が、公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害の補償をし、及び必要な福祉事業を行い、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上のために、地方公務員災害補償制度があります。

地方公務員のうち、常勤職員等は、地方公務員災害補償基金が補償をし、非常勤職員のうち、労働者災害補償保険法等の特別法で補償されない者について、地方公務員災害補償法第六十九条で市町村が条例で定めるところとされています。

総合事務組合では、事務の専門性、技術性、認定及び補償の公平性確保の必要性、具体的事例発生の少なさ等の見地から条例を定めて事務を共同処理しています。本年四月の共同処理団体数は、三一市二〇町村四三一部事務組合一広域連合の九五団体です。

非常勤の職は、地方自治法をはじめとする各種の法令の規定によるも

のだけでもかなりの数にのぼり、さらに、市町村が独自に設置する非常勤の職の種類や処遇の形態は千差万別であり、どの職員が条例による職員か、また、県の職員か市町村の職員かの判断が困難な場合があります。

この場合の判断基準として、地方公務員法第三条関係の行政実例を参考にし、なお明らかでない場合は、

- 一 誰が任命したか
- 二 辞令は交付しているか
- 三 報酬はどこが支払っているか
- 四 実際の取扱いはどうなっているか

等を、個々具体的に考慮して判断することになります。
対象職員と非対象職員の区分は次のとおりです。

災害補償制度の法体系

地方公務員の災害補償制度に係る法体系は次の三本立てとなっています。

- ① 基金によるもの（常勤職員、常勤的非常勤職員、再任用短時間勤務職員）
- ② 特別法によるもの（労働者災害補償保険法等）
- ③ 条例によるもの（その他の非常勤職員）

対象となる非常勤職員

条例の対象となる職員は次の職員です。

- ① 議会の議員
- ② 行政委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員
- ③ 審議会、審査会、調査会等の附属機関の委員その他の構成員
- ④ 統計調査員など非常勤の調査員及び嘱託員
- ⑤ その他の非常勤の職員

対象とならない非常勤職員

次の職員は、他の法令（特別法）の適用を受けることにより、条例の対象となりません。

- ① 常勤と同様の勤務形態で引き続き十二月を超えて勤務している非常勤職員（常勤的非常勤職員）
- ② 労働者災害補償保険法適用事業

所に雇用される非常勤職員
③ 船員保険法による船員保険の被保険者

- ④ 非常勤の消防団員、水防団員
- ⑤ 非常勤の学校医、学校歯科医、学校薬剤師

※ ④と⑤は総合事務組合で別条例を定めて補償を行っています。

市町村では、雇用の多様化や、市町村独自政策等で、審議会委員やアルバイト等非常勤職員の職や採用が増えています。

特に、雇用する職員が、労災適用職員になるのか、条例適用職員になるのかの照会が予算時期に増加します。労働者災害補償保険法の適用は事業所単位となりますので、勤務公署が労働基準法別表第一の事業所該当と判断されますと、総合事務組合の条例は適用されないこととなります。

不明の点は、労働局（最寄の基準監督署）或いは総合事務組合に相談し、間違いのないようお願いいたします。

なお、参考までに、平成十八年度に公務上又は通勤途上と認定した事例を掲載します。